

国名:ミャンマー

	項目	内容	調査方法・情報源
1)	EPAs/FTAs	<p>(1) 日本アセアン包括的経済連携協定(AJCEP) (2008年12月1日発効)</p> <p>(2) アセアン物品貿易協定(ATIGA) (2010年7月1日発効)</p> <p>(3) アセアン・中国自由貿易協定(ACFTA) (2011年3月25日発効)</p> <p>(4) アセアン・韓国自由貿易協定(AKFTA) (2007年7月1日発効)</p> <p>(5) アセアン・インド自由貿易協定(AIFTA) (2010年1月1日発効)</p> <p>(6) アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA) (2010年1月1日発効)</p> <p>(7) アセアン・香港自由貿易協定(AHKFTA) (2019年6月11日発効)</p> <p>(8) 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 (ミャンマーは未発効)¹</p> <p>当局の情報源</p> <p>(1) アセアン諸国及び二国間の相手国で原産される貨物の特恵関税率適用申請のための通関手続に関する連邦大臣事務所発行 2020年1月24日付け計画・財務・投資省(MOPFI)告示(No. 12-2020)²</p> <p>(2) 原産地証明書(COフォーム)申請の標準作業手順書(SOP)に関する2019年9月25日付け商業省告示(No. 7/2019)³</p> <p>(3) 原産地証明書フォーム(フォームAJ、AK、AI、D、E、及びAANZ)の使用に関する更新された商業省通知⁴</p>	
2)	発給機関	<p>輸出の場合</p> <p>商業省貿易局(Department of Trade)が、輸入国での特恵関税適用申請に対応する原産地証明書の発給権限を有する唯一の機関。</p> <p>輸入の場合</p>	

¹ <https://www.gnlm.com.mm/regional-comprehensive-economic-partnership-agreement-enters-into-force-between-myanmar-and-china/>

² <https://www.myanmartradeportal.gov.mm/en/announcement/2123>

³ <https://www.myanmartradeportal.gov.mm/en/announcement/2124>

⁴ <https://www.commerce.gov.mm/>

	項目	内容	調査方法・情報源																																																									
		計画・財務・投資省の関税局 (Customs Department) は、ミャンマーへの輸入特恵関税に対応する原産地証明書の承認権限を有する唯一の機関。																																																										
3)	発給手数料	<p>商業省告示 (No. 7/2019) では、次の手数料が適用される。⁵</p> <p>a) マニュアルCOフォーム</p> <table border="1" data-bbox="512 562 959 797"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>手数料 (Kyats)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>A フォーム</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>サービス手数料</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>真正な写し</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>修正手数料</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) E-CO申請</p> <p>COフォーム申請</p> <table border="1" data-bbox="512 969 967 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>手数料 (Kyats)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>オンライン手数料</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>サービス手数料</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>真正な写し</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>修正手数料</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>製品登録証明書 (Certificate of Product Registration) 申請</p> <table border="1" data-bbox="512 1346 962 1626"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>手数料 (Kyats)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>オンライン手数料</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>サービス手数料</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>真正な写し</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>更新手数料</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>修正手数料</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>認定輸出者証明書 (Certificate of Certified Exporter) 申請</p> <table border="1" data-bbox="512 1765 967 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>手数料 (Kyats)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>オンライン手数料</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>真正な写し</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>		項目	手数料 (Kyats)	1.	A フォーム	300	2.	サービス手数料	3,000	3.	真正な写し	5,000	4.	修正手数料	1,000		項目	手数料 (Kyats)	1.	オンライン手数料	2,500	2.	サービス手数料	3,000	3.	真正な写し	5,000	4.	修正手数料	1,000		項目	手数料 (Kyats)	1.	オンライン手数料	2,500	2.	サービス手数料	5,000	3.	真正な写し	5,000	4.	更新手数料	5,000	5.	修正手数料	1,000		項目	手数料 (Kyats)	1.	オンライン手数料	2,500	2.	真正な写し	5,000	当局への照会
	項目	手数料 (Kyats)																																																										
1.	A フォーム	300																																																										
2.	サービス手数料	3,000																																																										
3.	真正な写し	5,000																																																										
4.	修正手数料	1,000																																																										
	項目	手数料 (Kyats)																																																										
1.	オンライン手数料	2,500																																																										
2.	サービス手数料	3,000																																																										
3.	真正な写し	5,000																																																										
4.	修正手数料	1,000																																																										
	項目	手数料 (Kyats)																																																										
1.	オンライン手数料	2,500																																																										
2.	サービス手数料	5,000																																																										
3.	真正な写し	5,000																																																										
4.	更新手数料	5,000																																																										
5.	修正手数料	1,000																																																										
	項目	手数料 (Kyats)																																																										
1.	オンライン手数料	2,500																																																										
2.	真正な写し	5,000																																																										

⁵ <https://www.myanmartradeportal.gov.mm/en/announcement/2124>

	項目	内容	調査方法・情報源
		<p>上記手数料は、2019年の告示に基づくものであり、商業省による変更の可能性がある。なお、商業省への照会によれば、上記手数料が現在も適用されている。</p> <p>また、Myanmar Payment Union (MPU)を通じて納付すると、取引手数料が別途かかる。</p>	
4)	必要書類／申請手順	<p>必要書類⁶</p> <p>原産地証明書の申請に必要な書類は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 輸出申告書／ミャンマー自動貨物通関システム (Myanmar Automated Cargo Clearance System: MACCS)で作成した書類 2) 輸出ライセンスの写し／輸出申告書(原本／写し) 3) 出荷の証拠書類(船荷証券) 4) 販売領収書／インボイス 5) パッキングリスト 6) 引受書(Undertaking Letters) 7) 工業製品の場合、 <ul style="list-style-type: none"> - フォームD及びフォームAC: :製品登録証明書 - その他のフォーム:一単位の貨物の原価計算表の計算明細 - 原材料及び完成品のHSコード(6桁)の詳細 - 製造工程の説明書類(写真付き、あれば) - 投入原材料／書類のMACCSの輸入申告書 <p>COフォームには、取締役会メンバーの1人が、真正な写しであることを証明する署名を行う必要がある。</p> <p>原産地証明書の発給手続⁷</p> <p>ステップ1: 登録</p> <p>輸出者は、オフライン・チャンネル(貿易事務所支店、国境交易所、又はワンストップ・サービスセンター)又はオンライン・チャンネル(商業省輸出入貿易登録・ライセンス発行サービス用プラットフォームMyanmar Trade Net 2.0。 www.myanmartradenet.com)で登録可能。Trade Netメンバー登録後、輸出者は輸出ライセンス(Pa-Tha-Ka)及びその他のライセンスの詳細を提供する必要がある。</p> <p>ステップ2: 輸出前の評価及び原産地証明書の発給</p> <p>輸出者は、Myanmar Trade Net 2.0 (https://onlineco.myanmartradenet.com)にログインし、ウェブサイト上の原産地証明書に必要な情報を入力しなければならない。輸出者は、貨物の輸出先の国の関連FTA、重</p>	

⁶ <https://onlineco.myanmartradenet.com>

⁷ <https://onlineco.myanmartradenet.com>

	項目	内容	調査方法・情報源
		<p>量、原価等、輸出される貨物の情報、及び他の関連書類を入力する必要がある。その後、申請書は商業省の審査・承認に付される。</p> <p>オンラインの原産地証明書の申請書は、次の機関に提出できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> －ヤンゴンの商業省 －ヤンゴンの貿易局(Yankin Township) －ティラワ経済特区の貿易局 <p>原産地証明書の申請書が承認された後、輸出者はMPUのe-Paymentを通じて支払う。</p> <p>手続は通常、申請から1～2日かかる。</p> <p>ステップ3:原産地証明書の印刷と署名</p> <p>承認後、輸出者は承認を受けた原産地証明書を印刷し、正式署名と押印を受けるために商業省へ提出。</p> <p>2021年1月1日より、商業省は AKFTA, AJCEP, AANZ及び AHKFTA に対応する原産地証明書への電子署名・押印及びCO認証プラットフォームを導入した。⁸</p>	
5)	電子ファイル提出	<p>上記4の「原産地証明書の発給手続」をご参照。</p> <p>商業省が Myanmar Trade Net 2.0 を通じて申請書を承認した後、輸出者には「発給済み申請」通知が届く。</p>	
6)	遡及発給	<p>一般的には、FTA ガイドラインに基づき、原産地証明書は出荷時又は出荷日より3日以内に発給。ただし、原産地証明書が出荷時又は出荷日より3日以内に発給されない場合、輸出者は原産地証明書の遡及発給を申請できる。この場合、輸出者は「Issued Retroactively」欄にチェックを入れ、出荷日を記入。</p> <p>また、商業省告示第7/2019号は、原産地証明書フォームは貨物の輸入(又は出荷)より1年以内は適用可、と定めている。</p> <p>しかし、ミャンマーの関税局は基本的には遡及発給の原産地証明書を認めない。代わりに、関税局は通関時に原産地証明書の提示を求める。通関時に証明書又はフォームの提示ができない場合、輸入された貨物にはFTAの特恵は適用されない。</p>	当局への照会

⁸ 2020年12月16日付けミャンマー商業省発行 DOT (Region) 1-20/2020 (0411)

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023年3月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

	項目	内容	調査方法・情報源
		ミャンマーの海洋・関税法 (Sea and Customs Act) では、誤りに起因する税金還付は、関税局に関税納付日より 1 年以内に行うことができる。したがって、原産地証明書の遡及発給による税金還付は、関税局が認めた場合、同様の期間内に申請する。ただし、税金還付申請は、関税局の承認が必要である。	
	遡及発給原産地証明書の適用可能性	上記を参照。	当局への照会
7)	再発給	既存の FTA では、原産地証明書の再発給は可能。 また、商業省告示第 7/2019 号は、原産地証明書原本の忘失・破損の場合、輸出者は Myanmar Trade Net 2.0 プラットフォームを通じて「真正な写しの証明」を申請できる、と定めている。	
8)	第三国インボイス	全ての FTA において、第三国インボイスは使用可能。フォームには「Third Country Invoicing」欄にチェックを入れる。また、インボイスの発行者・会社の名前及び国名は当該フォームに記入。	
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	全ての FTA において、連続する原産地証明書の手続きが可能。フォームには「Back-to-Back CO」欄にチェックを入れる。	
10)	非加工証明書	既存の FTA では、非加工証明書の発給は不可。	
11)	累積必要書類	各 FTA の CO フォームは次のとおり。 ⁹ AJCEP: フォーム AJ ATIGA: フォーム D ACFTA: フォーム E AANZFTA: フォーム AANZ AKFTA: フォーム AK AIFTA: フォーム AI AHKFTA: フォーム AHK (中国との)RCEP: フォーム RCEP	

調査日 (確認日): 2023 年 3 月 20 日

⁹ <https://www.myanmartradeportal.gov.mm/en/rules-of-origin>